

○周南市豊鹿里パーク「滞在型体験農園及び体験農園」利用要綱

平成17年4月1日要綱第16号

改正 平成19年4月1日

周南市豊鹿里パーク「滞在型体験農園及び体験農園」利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市鹿野地域資源活用総合交流促進施設条例規則（平成17年周南市規則第17号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、周南市豊鹿里パークの滞在型体験農園及び体験農園（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の条件)

第2条 利用者は、週に最低1回は農園を訪れることのできる者であり、他の利用者及び地域住民に迷惑を掛けることなく、この要綱やその他のルールを遵守できる者とする。

(利用施設)

第3条 この要綱により利用できる施設の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 滞在型体験農園 宿泊施設及び付随する農園
- (2) 体験農園 農園

(利用の手続)

第4条 施設の利用を希望する者は、市長の公募に応じて所定の申込書（別記様式第1号）に係る書類を添えて、提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条の申込書を提出した利用希望者に対し、書類審査及び面接を実施し、施設を利用させることが適当であると認める者のうちから抽選により利用者を決定し、施設の利用を許可する。

2 市長は、施設の利用を許可したときは、申込者に対し所定の許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、毎年4月1日（契約を締結した日が4月1日以後となったときは、当該日の属する月の初日）から翌年の3月31日とする。

2 前項の利用期間経過後、滞在型体験農園については最長4年間、体験農園については1年間継続することができる。

(利用料金)

第7条 利用者は、利用料金を契約日の属する月の末日（更新の場合は、当該年の4月末日）までに、市長が指定した施設の管理者（以下「指定管理者」という。）に、一括して納付するものとする。ただし、一括納付ができない場合は、市長の指示により分割納付することができる。

（施設の管理）

第8条 利用の許可を受けた施設（以下「許可区画」という。）の管理は、利用期間中すべて利用者が行うものとする。

2 許可区画外の管理は指定管理者が行うが、通路等共同利用部分については、利用者の協力を求めることができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、施設の利用権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の制限）

第10条 市長は、周南市鹿野地域資源活用総合交流促進施設条例（平成17年周南市条例第17号）及び規則に定めるもののほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、期間の途中でであってもその利用の許可を取り消すことができる。

（1） 指定管理者の指示に従わないとき。

（2） 利用者が理由もなく耕作をしないとき。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（利用の辞退）

第11条 市長は、利用者から利用辞退の申し出があったときは、期間の途中でであってもその利用の許可を取り消すものとする。

（損害賠償）

第12条 利用許可を受けた農園での収穫物はすべて利用者に帰属するものであり、作物の盗難及び損傷については市長は一切の責任を負わないものとする。

（施設の返還及び原状回復）

第13条 利用者は、第6条に規定する利用期間が終了したとき、又は第10条若しくは第11条の規定により許可を取り消されたときは、施設を速やかに原状に回復し返還しなければならない。

（利用の更新）

第14条 利用者は、施設の利用許可を更新又は解除を希望する場合は、利用期間終了の3月前までにその旨を市長に申し出るものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、施設の利用管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第5条関係）

周南市豊鹿里パークの滞在型体験農園及び体験農園

様

周南市

次のとおり、施設の利用を許可します。

利用施設名	滞在型体験農園 ・ 体験農園（畑）
区画番号	第 区画
建 物	木造平屋建 棟
土 地	農園面積 平方メートル
利用期間	年 月 日から 年
利用料金	円（うち宿泊棟
備 考	

利用許可条件

- 1 利用期間が満了する日の3月前までに、利用者が継続に申し出たときは、利用期間は、更に1年間延長される。滞在型体験農園については4年間、体験農園については、
- 2 利用期間が1年に満たないときは、月割により計算する。において、利用期間が1月に満たないとき又は利用期間が1月に満たないときは、その1月に満たない期間又はその端数は1月とする。

- 7 周南市は、利用者が利用許可条件並びに条例及び規則
利用許可を取り消すことができる。
- 8 利用者は、本利用許可を取り消されたことにより損害
その損害を周南市に請求することができない。
- 9 利用者は、故意又は過失によって施設を損傷し、又は
を賠償しなければならない。ただし、周南市が損害賠償
認めるときは、この限りでない。
- 10 利用者は、建具、造作、給排水施設、照明器具、壁等
によって被る損耗につき修繕費用を負担するものとする
て疑義のあるときは、別途協議のうえ決定する。